

社会福祉法人新座市社会福祉協議会実費弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、新座市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の招集に応じ会議等に参加した者の実費弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(支給の範囲)

第2条 実費弁償は、次の各号に掲げる者に対し支給する。

- (1) 会員会費説明会に参加した町内会・自治会の長
- (2) 会食ふれあい事業連絡会に参加した社協支部の会食ふれあい事業責任者

(実費弁償の額)

第3条 実費弁償の額は、日額2,000円とする。

(支給方法)

第4条 実費弁償は、第2条に掲げる者が会議に参加した際支給する。

(準用)

第5条 第2条に規定する者以外の者で、会長の求めに応じ会議等に参加する者に対し、その出席のために要した費用の実費を弁償する場合は、別に社協の規程等により定めるものを除くほか、前2条の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成23年2月15日から施行する。